

官報

号外

昭和四十八年四月十三日

○第七十一回 參議院会議録第十二号

昭和四十八年四月十三日(金曜日)

午前十時十三分開議

○議事日程 第十二号

昭和四十八年四月十三日

午前十時十三分開議

第一 国務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度決算の概要について)

第二 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時指置法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 駐留軍関係離職者等臨時指置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第三まで

一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度決算の概要について)

大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。愛知大蔵大臣。

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) 昭和四十六年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税

昭和四十八年四月十三日 參議院会議録第十二号

國務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度決算の概要について)

書につきまして、その大要を御説明申し上げます。この予算は、わが国経済の持続的成長と物価の安定を確保しつつ、国民生活の充実向上をはかり、また、道路その他の社会資本の充実の要請を考慮して、自動車重量税を創設することとしたことあります。

第一は、財政の規模を適度なものとするとともに、経済の動向に応じ機動的に財政運営を行なうよう配慮したことあります。

第二は、国民の租税負担の軽減をはかるため、所得税、住民税等の減税を行なうこととし、また、駐留軍関係離職者等臨時指置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)

収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げます。昭和四十六年度予算是、昭和四十六年三月二十九日に成立いたしました。

この予算は、わが国経済の持続的成長と物価の安定を確保しつつ、国民生活の充実向上をはかり、また、道路その他の社会資本の充実の要請を考慮して、自動車重量税を創設することとしたことあります。

この予算は、景気は十二月を底にゆるやかな上昇に転じることとなつたのであります。

昭和四十六年度予算が執行されたのであります。以下、その決算の内容を数字をあげて御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は九兆九千七百八億円余、歳出の決算額は九兆五千六百十一億円余であります。差し引き四千九十七億円余の剩余を生しました。この剩余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和四十七年度の歳入に繰り入れ済みであります。

次に、景気は十二月を底にゆるやかな上昇に転じることとなつたのであります。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は九兆九千七百八億円余、歳出の決算額は九兆五千六百十一億円余であります。差し引き四千九十七億円余を加え、昭和四十六年度中に支出その他の理由によつて債務が消滅いたしました額二千四百九十四億円余を差し引きました額四千三百六十四億円余が、翌年度以降に繰り越された債務額になります。

次に、一般会計の國庫債務負担行為について申しあげます。財政法第十五条第一項の規定に基づき國が債務を負担することができる金額は三千九百三十二億円余でありますが、実際に負担いたしました債務額は三千七百五十九億円余でありますので、これに既往年度からの繰り越し債務額三千九十九億円余を加え、昭和四十六年度中に支出その他の理由によつて債務が消滅いたしました額二千四百九十四億円余を差し引きました額四千三百六十四億円余が、翌年度以降に繰り越された債務額になります。

次に、予備費であります。昭和四十六年度一般会計における予備費の予算額は九百五十億円であります。その使用額は九百四十四億円余であります。

次に、予備費であります。昭和四十六年度一般会計における予備費の予算額は九百五十億円であります。その使用額は九百三十五億円余であります。

次に、昭和四十六年度の特別会計の決算であります。昭和四十六年度における特別会計の数は四十三であります。同年度における特別会計の歳入歳出の決算額を合計しますと、歳入決算において十九兆六千八百七十三億円余、歳出決算において十六兆八千六百三十五億円余であります。

次に、昭和四十六年度における国税収納金額は九兆五千六百十一億円余であります。同理資金の受け入れ及び支払いであります。

この内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等の増加額千六百九十九億円余、公債金における減少額三百二十八億円余となつております。

一方、歳出につきましては、予算額九兆六千五百八十九億円余に昭和四十六年度からの繰り越し額一千三百五十一億円余に対しまして、支出済み額九兆七百六十一億円余を加えました歳出予算現額九兆

昭和四十六年八月に発表された米国の新経済政策と、それに伴う国際通貨不安によって、景気は再び低迷傾向を見せ始め、こうした内外経済情勢の変化に対応して、昭和四十六年十一月九日に補正予算が成立いたしました。

この補正予算においては、公共事業を中心とする公共投資の追加等、特に緊要となつた経費について措置するとともに、所得税減税を年内に実施するため、所要の措置を講じたものであります。この補正予算を中心とした景気振興のための諸施策の結果、景気は十二月を底にゆるやかな上昇に転じることとなつたのであります。

このようないわが国経済の状況を背景として昭和四十六年度予算が執行されたのであります。以下、その決算の内容を数字をあげて御説明申し上げます。まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は九兆九千七百八億円余、歳出の決算額は九兆五千六百十一億円余であります。差し引き四千九十七億円余の剩余を生しました。この剩余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和四十七年度の歳入に繰り入れ済みであります。

まず、一般会計の國庫債務負担行為について申しあげます。財政法第十五条第一項の規定に基づき國が債務を負担することができる金額は三千九百三十二億円余でありますが、実際に負担いたしました債務額は三千七百五十九億円余でありますので、これに既往年度からの繰り越し債務額三千九十九億円余を加え、昭和四十六年度中に支出その他の理由によつて債務が消滅いたしました額二千四百九十四億円余を差し引きました額四千三百六十四億円余が、翌年度以降に繰り越された債務額になります。

次に、予備費であります。昭和四十六年度一般会計における予備費の予算額は九百五十億円であります。その使用額は九百三十五億円余であります。

資金への収納済み額は八兆千六百十二億円余であります。

りまして、この資金からの歳入への組み入れ額等は八兆千四百二億円余でありますので、差し引き二百九億円余が、昭和四十六年度末の資金残額となります。これは、主として国税にかかる還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、昭和四十六年度政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書を御参照願いたいと存じます。

以上、昭和四十六年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げた次第でござります。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。片岡勝治君。

(片岡勝治君登壇、拍手)

○片岡勝治君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま報告のありました昭和四十六年度決算について質問するものであります。

さて、昭和四十六年度といえど、経済成長こそ日本の命とばかりの政策が、米中接近、あるいは中国の国連加盟、ドル体制の崩壊、円の切り上げ等、まさに激動の内外情勢の前に、その虚構と誤りがみとなまでに国民の前に暴露された年であります。そして、わが党が一貫して主張してきた平和と福祉への転換の正しさが現実のものとなり、政府も、心ならずもこれを口にせざるを得ず、その第一歩がこの昭和四十六年度に踏み出されました。そこで、私は、どうしてこの政策転換ができなかつたのか、どこに政策の誤りがあつたのか、これをただす立場で質問をしたいと思うわけであります。

まず、第一は、財政運営の問題であります。

いま触れましたように、四十六年度は、国際通貨危機と円切り上げに直面し、財政政策の役割は一そう重要であります。そこで、政府は、年度途中において、円切り対策、景気浮揚対策の即効策として、赤字公債七千九百億円を増発してまして、減税十六百五十億円、その他公共投資、財政投融資等、巨額な大型補正予算を行なつたのであります。しかし、その執行結果はどうであります。新たに発生した剩余金は一般会計において三千二百二億円、これは過去十年間の新高値であり、うち四十七年度繰り越し約九百億円、これまで前年を上回ること二百億円、また、不用額は八百三十五億で、これは何と前年の四倍、こうした傾向は、特別会計、政府関係機関においても顕著であります。また、その内容を見ると、保健衛生や住宅関係費にばく大な繰り越し、不用額を出しているのであります。こうしたことは、政府みずからが財政執行の即効性を減殺させたばかりでなく、国民の要求する諸施策にも怠慢であったというそしりを免れまいと思うのであります。これは、予算編成がずさんであります。こうしたことは、政府である等、その責任は決して少なくありません。

また、これを收入面から見れば、四十六年度新規剩余金のうち、租税印紙収入が予算をはるかに上回り、千六十七億円余、内訳は、所得税、相続税が超過し、法人税、酒税が減少しているのであります。これを見て、素朴に国民はこう言うであります。何だ、それではもとと減税ができるはずではないかと。さては、所得税收入を過小に見積もつて、一方において減税要求を押さえ、他方、法人税等の収入減を補てんさせるという魂胆があつたのではないか。この疑いを晴らすことはできません。(拍手)

第二は、依然として絶えない不当事項等の問題であります。

ここで指摘したいことは、単なる過失や、心な

き者の不正行為といふ性質のものでなく、いわば政治体質、行政姿勢にかかる問題であります。

これを象徴するとと思われる例を会計検査院の指摘事項から取り出してみましょう。

一つは、アメリカの不当な要求に屈して結ばれた織維輸出規制により制限された業者に対する救済補助金の不当支出であります。すなわち、この補助は余剰機械の買い上げであったのであります。これが対策には万違

漏なきを期すべきであるのに、このよろくな不当事項が発生したことの行政機関の責任はきわめて重大と言わざるを得ません。

その第二は、日本航空機製造株式会社にかかる二十八億円に及ぶ批難事項であります。そもそも、この会社は、政府半額出資の航空機開発の国策会社であります。いわくつきの会社で、昭和四十四年度においても十億円余の不当支出が摘要されています。今回は、二十八億円余に及ぶ不用、余剰の部品購入があり、仓库に眠っているといふのです。しかも、この会社は、三百数十億円の赤字をかかえ、この半額を国民の税金によつて穴埋めして解散するということになります。どうせ解散するならばとばかりに、要らない部品二十億円の買込み、何とおそるべき放漫経営であります。何だ、その責任を免ることはできないと思ひます。(拍手)

第三の問題は、行政に差別はないかということです。日本の政治は、その支配の手段として長い間中央権と差別が行なわれ、今日なおその影を残し、さまざま格差を生んでおります。このことは、明らかに民主主義政治の基本に触れる問題であります。しかし、今日、依然として、あるものは当然のこととされ、あるものは慣習化され、あるものはいたしかたないものとして看過されておられます。國の行政機関相互において、あるいは国と自治体、中央と地方等、その他あらゆる分野で、人事配置、施設、運営等において、あれは特別クラス、あれはBクラスと格づけられ、質的格差をつけられております。國立大学ですら、あそこは最高の格づけ、だから学長も最高の待遇、他の大学の学長はどんな経歴、年齢でもそれより上回ることはできないという。それがあたりまえのようになっており、ふしづに思われております。

以上のほか、これに類するものが数多くあります。会計検査院の指摘されただけでも百二十件、四億七千九百万円、これは前年度の二倍に近い額、抽出検査でありますから、永山の一角と言われてもらいたい方がないであります。

いまここであげた例が、政治体質、行政姿勢にかかる問題であります。いずれも経済界関係の団体にかかる不当事項である。つまり、民主党政府はこれらに對し監督、指導が及ばない、だからこうした事件が発生するのであると思うのであります。それは保守政府の避けがたい体質かもしません。

いまここであげた例が、政治体質、行政姿勢にかかる問題であります。いずれも経済界関係の団体にかかる不当事項である。つまり、民主党政府はこれらに對し監督、指導が及ばない、だからこうした事件が発生するのであると思うのであります。それは保守政府の避けがたい体質かもしません。

いまここであげた例が、政治体質、行政姿勢にかかる問題であります。いずれも経済界関係の団体にかかる不当事項である。いずれも経済界関係の団体にかかる不当事項である。つまり、民主党政府はこれらに對し監督、指導が及ばない、だからこうした事件が発生するのであると思うのであります。それは保守政府の避けがたい体質かもしません。

われておりますけれども、市町村立の小中学校にはこれを認めないと、設置基準、拾い上げれば枚舉にいとまありません。これらは、やがて人間の差別につながり、行政水準に格差をつけ、その影響は決して少なくないと思うのです。

政府は、この際、行政全般にわたって総点検し、これらの差別、格差の是正を緊急にはかるべきだと思いますが、政府の見解と決意のほどをお聞かせ願いたいと思うわけであります。

第四は、決算報告に対する政治姿勢、行政態度について、この際、ただしておきたいと思います。

決算の意義は、これまで本院でも幾たびか強調されてまいりましたが、それは単なる数字の問題ではなく、予算の執行や財政投資の結果がどのような効果をもたらしたのか、どのような誤りと欠陥があったのか、そしていま問題点は何かを追求し、これをあすの政治に生かすことであらうと思うのです。しかるに、政府の報告はどうでしょうか。五三四ページに及ぶ報告書も、数字の羅列、いまの大蔵大臣の報告すら、計算機に表示された数字の読み上げ、小学生でもできることで、政策担当者としての大蔵大臣の報告とは思われません。それも、順風の年、平穡無事の年、ならざり知らず、四十六年度は、日本にとって、あなた方自民党政府にとつても、かつてない重大な年であつたはずであります。発想の転換だ、それ、成長から福祉への転換だ、あなた方さえ「バッパ」を吹き鳴らしたのであります。しかし、軌道修正はできず、どうにもとまらない状況が今日の日本の姿なのであります。一体、どこに政治の欠陥があつたのか、問題は何だったのか、政策の誤りはなかつたのかを謙虚に洗い出し、自己批判があつてしまふべきはずであります。決算報告には、このことが一言も触れられておりません。もしその必要なこととせば、それこそ無責任政治といふべきで、今日の憂うべき事態を招いた最大の要因と言ふべきで、でしょう。

以上の見地から、今後の決算報告のあり方について、いま指摘したことと、財政執行にかかる評価あるいは問題点を総括するものとすべきだと思いますが、政府の見解をお聞きしたいと思うわけであります。

そして、最後に、こうした態度で四十六年度を振り返ったとき、政府はいかなる自己批判があるのか。ないはずはないと思いますので、勇気を出して発表されたい。

いま、国民は、やる方ない気持ちで政治を見詰

の生産を完了し、今後は、そのアフターサービスを行なつていくことになるわけですが、そこで、補給用品に関しては、調達基準の厳格化、在庫管理の適正化などについて十分な改善措置を講じさせる所存であります。現在その指導につとめておるところです。

次は、日本貿易振興会に対する監督責任等の問題でござりますが、本件につきましては、政府としては、直ちに債権債務関係の実態を調査把握するところだ、適切な経理処理を指導し、現在まで

○國務大臣(愛知侯一君)　お答え申し上げます。
〔國務大臣愛知侯一君　君登壇、拍手〕
が国がかつて経験をしたことのない事態に直面をして、これが対策に努力をしてまいったわけでございまして、四十八年度からは、御指摘のとおり、五十二年度までの経済社会基本計画を作成しまして、社会福祉の拡大、生活環境の整備、社会資本の拡充等、御指摘のような政策に一路邁進を続けておるわけでございます。格段の御協力を切にお願いをいたします。(拍手)

以上の見地から、今後の決算報告のあり方について、いま指摘したこととく、財政執行にかかる評価あるいは問題点を総括するものとすべきだと思われます。

そして、最後に、こうした態度で四十六年度を振り返ったとき、政府はいかなる自己批判があるのか。ないはずはないと思いますので、勇気をして発表されたい。

いま、国民は、やる方ない気持ちで政治を見詰めています。それもそのはず、いまの政治はマッカボンプだといわれております。列島改造を吹き鳴らし、昭和国益り物語をあおり、国民が騒いでやつと手を打つときは、時おそし、買い占め、売り借しみに対しても、これを制御する機能を失った政府と行政。それもそのはずと人は言う。財界や大企業、商社は、政府をささえ買い占めているのだと。買い占められた政府が、買い占めた大企業や商社に何ができるといふのでありますか。決断と実行は、そのことばかりとういふではありません。いま、田内閣は何をなすべきか、経理の深い反対のことばを期待して、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 片岡勝治君にお答えをいたします。

第一問は、本来対象となつていい無籍設備等の買い上げについての監督責任の問題でござりますが、昭和四十六年度決算におきまして指摘をせられた織羅工業構造改善対策費等につきましては、すでに通産省から補助金等の使用についてその改善のための措置を指示しておることでござります。今後は、再びこのよくなとの起らないうように、関係機関等に対する指導監督を一そう強化してまいりたいと考えます。

次は、日本航空機製造株式会社についての監督責任と今後の対策についてでございますが、日本航空機製造株式会社は、本年度で予定の百八十機の生産を完了し、今後は、そのアフターサービスを行なっていくことになるわけでございますが、その際、補給用部品に関しては、調達基準の厳格化、在庫管理の適正化などについて十分な改善措置を講じさせる所存であります。現在その指導につとめておるところでございます。

次は、日本貿易振興会に対する監督責任等の問題でございますが、本件につきましては、政府としては、直ちに債権債務関係の実態を調査把握するとともに、適切な経理処理を指導し、現在までは整理が終了しておるのであります。また、今回の問題にかんがみ、会計経理についての知識と認識の周知徹底をはからせるとともに、債権債務の管理につきましての内部規程の整備を命じておる次第であります。政府としましては、一そろ監督を強化するとともに、適切な経理処理を指導してまいりたいと考えております。

四十六年度は、福祉政策転換への第一歩を踏み出すべき年であったということでございますが、御承知のとおり、四十六年度は、わが国の経済は、不況から回復への動きしが見られつつある年をございましたが、同年八月にニクソン新経済政策が実施せられたわけでございます。国際通貨不安によつて再び停滞を続けることになつた年でございまして、このような事態に対処いたしまして、国際通貨問題の早期解決のために、国際的に協力をしながら、総合的な対外経済政策を推進しなければならない年であつたわけでございます。その意味で、公共投資の拡充、年内減税の実施等で福祉政策を展開しながら、国際収支対策にも努力をいたしたわけでございます。

また、四十七年度以降におきましては、従来の輸出優先政策、成長経済政策といふ経済構造を改めまして、国民福祉と国際協調型へと指向した経済構造への転換をはかつてまいつたわけでござります。

が国がかつて経験をしたことのない事態に直面をいたして、これが対策に努力をしてまいつたわけでもございまして、四十八年度からは、御指摘のところより、五十二年度までの経済社会基本計画を作成しまして、社会福祉の拡大、生活環境の整備、社会資本の拡充等、御指摘のような政策に一路邁進を続けておるわけでございます。格段の御協力を切にお願いをいたします。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) お答え申し上げます。

第一は、四十六年度に大幅な剰余金、繰り越え金、不用額が発生したことについての御意見でござりますが、昭和四十六年度の新規剰余金はかなり多額にのぼっております。二千百九十七億円でござるような剰余金を生じましたのは、税収等の収入が予算額を上回りましたこと、及び、歳出につきまして八百三十五億円といふような不用額を牛じたことに基づくものでござります。

これらを御説明申しますと、第一に、歳入が予算額を上回りましたことは、補正予算の編成、財政投融资の追加など積極的な景気対策の効果もありまして、わが国の経済が予想以上に順調な回復過程をたどったために、税収も大幅な增收となつたということが一つの原因でございます。このよからいたしますれば、むしろ景気の浮揚を目的とした補正予算の編成といふようなことが当時の財政運営としては適切であつたといふことが言えるのではないかと思ひます。

歳出における不用額が八百三十五億円にのぼっておりますことは、例年に比較してかなり大きいところでござりますが、これは、一つは医療費の伸びが当初見込みを下回りましたこと、それから健康保険法の改正法案が成立するに至らなかつたといふような特殊の事情によるものでございまして、また、住宅関係費等につきましても、特殊の当時の要因によるところが大きいようと思われます。

一方、繰り越し金九百五億円がございますが、これは歳出予算額に対する比率が〇・九二%でござ

○國務大臣(田中角栄君) 片岡勝治君にお答えをいたします。

第一問は、本来対象となつてない無籍設備等の買い上げについての監督責任の問題でございまが、昭和四十六年度決算におきまして指摘をせられた織維工業構造改善対策費等につきましては、すでに通産省から補助金等の使用についてその改善のための措置を指示しておるところでござります。今後は、再びこのよなことの起らぬいように、関係機関等に対する指導監督を一そら強化してまいりたいと考えます。

次は、日本航空機製造株式会社についての監督責任と今後の対策についてでございますが、日本航空機製造株式会社は、本年度で予定の百八十機

いです、と手を打つときは、時おそし、買ひ占め、売り借しみに対しても、これを制御する機能を失つた政府と行政。それもそのはずと人は言ふ。財界や大企業、商社は、政府をさう買ひ占めているのだと。買い占められた政府が、買い占めた大企業や商社に何ができるといふのであります。どうか。決断と実行は、そのことばがどうといふではありません。いま、田中内閣は何をなすべきか、総理の深い反省のことばを期待して、質問を終ります。（拍手）

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣（田中角栄君） 片岡勝治君にお答えを

監督を強化するとともに、適切な経理処理を指導してまいりたいと考えております。

四十六年度は、福祉政策転換への第一歩を踏み出すべき年であったということでございましたが、御承知のとおり、四十六年度は、わが国の経済は、不況から回復へのきざしが見られつつある年をございましたが、同年八月にニクソン新経済政策が実施せられたわけでございます。国際通貨不安によって再び停滞を続けることになつた年でございまして、このような事態に対処いたしました

り多額にのぼっております。二千百九十七億円といふような剩余金を生じましたのは、税収等の誤入が予算額を上回りましたこと、及び、歳出につきまして八百三十五億円といふような不用額を生じたことに基づくものでござります。

これらを御説明申しますと、第一に、歳入が予算額を上回りましたことは、補正予算の編成、財政投融資の追加など積極的な景気対策の効果を認めまして、わが国の経済が予想以上に順調な回復過程をたどったために、税収も大幅な增收となつたということが一つの原因でございます。このよからいたしますれば、むしろ景気の浮揚を目的と

安によって再び停滞を続けることになつた年でございまして、このよくな事態に対処いたしまして、国際通貨問題の早期解決のために、国際的に協力をしながら、総合的な対外経済政策を推進し、その意味で、公共投資の拡充、年内減税の実施等で福祉政策を開拓しながら、国際收支対策にも努力をいたしたわけござります。
また、四十七年度以降におきましては、従来の輸出優先政策、成長経済政策という經濟構造を改めまして、国民福祉と国際協調型へと指向した經濟構造への転換をはかつてまいったわけでござります。

監督を強化するとともに、適切な經理処理を指導してまいりたいと考えております。

四十六年度は、福祉政策転換への第一歩を踏み出すべき年であったと、うことでございますが、御承知のとおり、四十六年度は、わが国の経済は、不況から回復へのきざしが見られつつある年でございましたが、同年八月にニクソン新経済政策が実施せられたわけでございます。国際通貨不安によつて再び停滞を続けることになつた年でございまして、このような事態に対処いたしまし

り多額にのぼっております。二千百九十七億円といふような剩余金を生じましたのは、税収等の誤入が予算額を上回りましたこと、及び、歳出につきまして八百三十五億円といふような不用額を生じたことに基づくものでござります。

これらを御説明申しますと、第一に、歳入が予算額を上回りましたことは、補正予算の編成、財政投融資の追加など積極的な景気対策の効果を認めまして、わが国の経済が予想以上に順調な回復過程をたどったために、税収も大幅な增收となつたということが一つの原因でございます。このよからいたしますれば、むしろ景気の浮揚を目的と

たということが一つの原因でござります。このおからいたしますれば、むしろ景気の浮揚を目的とした補正予算の編成というようなことが当時の行政運営としては適切であつたということが言えます。ではないかと思います。

の生産を完了し、今後は、そのアフターサービスを行なつていくことになるわけですが、そこで、補給用品に関しては、調達基準の厳格化、在庫管理の適正化などについて十分な改善措置を講じさせる所存であります。現在その指導につとめておるところです。

次は、日本貿易振興会に対する監督責任等の問題でござりますが、本件につきましては、政府としては、直ちに債権債務関係の実態を調査把握するところだ、適切な経理処理を指導し、現在まで

○國務大臣(愛知侯一君)　お答え申し上げます。
〔國務大臣愛知侯一君　君登壇、拍手〕
が国がかつて経験をしたことのない事態に直面をして、これが対策に努力をしてまいったわけでございまして、四十八年度からは、御指摘のとおり、五十二年度までの経済社会基本計画を作成しまして、社会福祉の拡大、生活環境の整備、社会資本の拡充等、御指摘のような政策に一路邁進を続けておるわけでございます。格段の御協力を切にお願いをいたします。(拍手)

さしまして、例年に比較して決して大きなものではありません。しかしながら、繰り越し金や不

用額が多額にのぼることは決して好ましいことでございませんので、今後ともこれらの点につい

ては十分注意してまいらなければならぬと思います。

(号外)

第二は、四十六年度の税収の実績は見込みをはるかに上回つておる、もつと税収見込みを正確に行なわなければいけないという御指摘でござります。四十六年度の一般会計税収の決算額は、補正後予算額に対し千六十七億円の増加になつておりますことは事実でござります。この増加の主因は、申告所得税が一千二百九十八億円の増収となつておることでござります。これは、土地の長期譲渡所得に対する税率が四十六年末までの一〇%から四十七年には一五%に上昇することに伴いまして、いわばかけ込み譲渡もございまして、土地の譲渡所得の申告が見込みを大きく上回つたことがその主因であろうと思われます。税収見積もりにつきましては、もちろん、今後とも適正な見込みを行なうように、一段と努力を新たにしなければならないと思ひます。

第三は、四十六年度において、より大幅な減税を行なうべきであったといふ御指摘でございます。四十六年度におきましては、当初の税制改正によりまして、初年度千六百六十六億円に及ぶ所得税減税を実施しましたが、四十六年の秋には、当時の経済情勢にかんがみまして、財政面から景気浮揚をかるために、千六百五十億円に及ぶ減税の効果が及んだことになるわけでござります。これによりまして、納税者には、四十六年分の所得税につきまして、近来例のない二回に及んで、国民の負担軽減の面からも減税が不十分であつたとは言えないと存する次第でござります。

その次は、予算査定の算定基準に、中央と地方、あるいは国と地方公共団体の関係、あるいは民間との間に、人事、給与、施設等について差別

がある、差別的行政は廃止すべきである、こうい

う御指摘でございます。給与とか施設などの予算

査定にあたりましては、国の中央官署と地方官署、あるいは国と地方公共団体といった観点から

差別をつけるというようなことはございません。

すなわち、予算査定にあたりましては、その必要とする実態を把握して必要額を計上するのでございまして、一例をあげますと、公務員の給与につきましては、経験年数、勤労官署の規模等から決

定されるものであります。また、施設につきましても、その官署の目的や規模や勤務職員数の差か

きましては、経験年数、勤労官署の規模等から決

定されるものであります。また、施設につきましても、その官署の目的や規模等から決

〔二宮文造君登壇、拍手〕

○二宮文造君 公明党を代表して、引き続いて、主として決算検査報告を中心に質問をいたします。

会計検査院の昭和四十六年度決算検査報告では、要検査個所四万七百一カ所に対し、実施検査個所は二千八百九十一カ所、その比率はわずかに七・一%であります。さらに、指摘事項としてここに掲記されておりますのは、百九十九件、十五億四千七百二十四万円にものぼつております。これを実地検査比率七・一%で単純計算しますと、指摘事項の金額は優に二百億円をこすという推測が出てくるのであります。このような推測を生みだす検査報告では、憲法に規定された決算添付書類にふさわしいと言えますかどうか、また、正な財政執行を審査することができるかどうか、またはだ疑問であります。総理の見解並びにその改善策についてお伺いをしたいのであります。

最後の御質問は、決算報告等の改善についてでございます。決算につきましては、財政法等の定めるところによりまして、予算の区分に対応する項目・目ごとなど決算状況を明らかにしておるわけですが、さらに、国会における決算の御審議の参考に供するため「決算の説明」という書類を提出していることも、御承知のとおりと思ひます。これには、主要な事項についての予算の計画と決算の実績の数量的の対比はもとよりでございますが、過去数年間の実績の推移等を掲げまして、できるだけ決算の状況をわかりやすく御理解いただけるよう、御理解を一段と仰ぐことができます。これによると、予算の執行の効果等について適切に説明にとどめることができます。なお、御指摘もございましたので、今後とも予算の執行の効果等について適切に説明にとどめます。これによりますと、御理解を一段と仰ぐことができます。このように考へておる次第でござります。(拍手)

は、要検査個所四万七百一カ所に対し、実施検査個所は二千八百九十一カ所、その比率はわずかに七・一%であります。さらに、指摘事項としてここに掲記されておりますのは、百九十九件、十五億四千七百二十四万円にものぼつております。これを実地検査比率七・一%で単純計算しますと、指摘事項の金額は優に二百億円をこすという推測が出てくるのであります。このような推測を生みだす検査報告では、憲法に規定された決算添付書類にふさわしいと言えますかどうか、また、正な財政執行を審査することができるかどうか、またはだ疑問であります。総理の見解並びにその改善策についてお伺いをしたいのであります。

次に、不当事項百九十九件のうち、百八十三件は、補助金の不当支出であつて、その極端な一例として、北淡路開拓事業が指摘を受けておりま

す。これは北淡路の一定地域の農家が持つておる山林を事業費等十三億五千万円を投じて開墾し、ミカンを栽培しようとするものでありました。ところが、造成済みの九十五ヘクタールのうち、ミ

カンの植わったのはわずか十五ヘクタール、しかも構成員の半数近くは非農家であり、農地開発事業の目的は全く達成されていないと指摘されて

いるのであります。おそらくその大部分の土地が、別荘地など、土地会社のものに帰することは想像にかたくないかもしれません。本件並びにややともすれば乱脈になろうとする農業関係補助金につい

て、まず總理の見解を伺いたい。また、今日の大手企業等の土地買い占めに関連して、補助金によって造成された農地が他用途に転用される場合、特別徵収金を賦課すること等も

あります。第一点は、売却の経緯を明らかにしてい

ます。政府は、昨年十二月二十七日、これらの土地、建物を第一勧業銀行に売却決定をしております。

場所は、例のN.H.K.あと地からわずか百メートルの地点であります。そこで、端的にお伺いした

ただきたい。

第二点は、この売却がN.H.K.あと地の価格について激しく論議されているさなかに決定されたものであり、N.H.K.の場合は三・三平方メートル当たり一千八百万円、本件の場合は三・三平方メートル当たり四百九万円で、三分の一程度となつているのをどう考えられるか。

第三点、国有財産売却の場合、付近の売買実例といふのが評価鑑定の重要な条件となつてているはずであります。このN.H.K.あと地は売買実例として勘案されたかどうか。

第四点、評価鑑定の根拠は何か。政府の説明によれば、時価の三割増しという有利隨意契約の特例によつたとしておりますが、建設省が発表した本年一月一日の公示価格によりますと、参考にすべき港区新橋一丁目二十八の一、平方メートル当たり百五十一万円、同じく芝虎の門二十四の二は、平方メートル当たり百三十七万円、坪当たりに換算してそれぞれ四百九十八万円、四百五十二万円となつております。もしその三割増しとすれば、これまで六百四十七万円、五百八十七万円となる計算で、大蔵省の四百九万円といふ価格は本当に低いと言わなければなりません。大蔵大臣は、この公示価格との開きをどう考えるか。

さらに、建設省が地価対策としてその權威づけに懸念となつております公示価格を無視した大蔵省の行政の姿勢、並びに明らかに国損を生ずるような国有財産の売り払いについて、行政管理庁長官の見解をお伺いしたいのであります。

第五点、買い主が公共性と信用を高く要請される銀行でありますこと、さらに売買形式が隨意契約である以上、政府としては、いかにして国損を防ぎ、かつ、黒い霧云々の疑惑を発生させないと造詣の深い總理並びに関係大臣の答弁を伺いたいのであります。

最後に、会計検査院法第一条には、「会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。」とあります

す。行政各省庁に対する厳正なお目付役たる検査院として、けだし当然のことであります。また、

同法第四条には、その最高機関である検査官は国会の同意を得て内閣が任命するとあります。私は、かねてから、会計検査院の本質なりあり方なりからして、内閣と独立して職務を行なうという点をかなり強調していくなければならないと思うものであります。もし検査院が政府の任命権に押えられて政府の鼻息をうかがいつ仕事を行なうということがあつてはたいへんであります。今

日、検査官は、いずれも行政官側ないしはそれに準するお役所から選ばれているわけであります。が、この際、法の趣旨に沿つて改善されるべきではないか。すなわち、国民的立場に立ち、納税者側に立つて、庶民なり消費者なりの感覚を生かしつつ国費の支出を監督する、あるいは経費の有効

使用ということに体験を持ち実績を有する人物などを検査官選任の対象に入れるべきではないかと

いうことであります。政府が真に検査院の職務の独立性を尊重する決意があるかどうか、あわせて、この検査官選考のあり方についてどうお考そな

るか、総理の見解を伺つて、質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 二宮文造君にお答えをいたします。

第一は、昭和四十六年度検査報告では、実地検査の割合は七・一%にすぎない、改善策はどうか

といふ御旨の御発言でござりますが、国民に対し

まして直接行政サービスをしている実施部局の業務実績をあら見直す検査とか監査とかいう仕事は、業務実績が適正・効率的に実行されることを確保するためのものであることは、申すまでもないでございます。そのため行政サービスの大

幅な能率低下を来たすよろなことは避けなければなりません。したがいまして、会計検査院の検査も

抽出検査にならざるを得ないものと考えるのでござりますが、実地検査の施行割合等につきましては、第一勧業銀行本社社屋の建設用地として払い下げる方針がきまりましたのは、昭和四十六年十二

さらに研究を要する問題であると考えるわけであります。

次は、北淡路開拓事業をはじめ、農業関係補助金が乱脈であるとの御指摘でござります。詳細につきましては農林大臣よりお答えをいたしますが、この種の問題につきましては、今後さらに開

係事業の適正な執行運営につとめてまいりたいと

考えます。

第三点は、国有財産の処分についてでございま

すが、政府としては、国有地は原則として公共用に優先して充てることとし、例外的に民間へ払い下げる場合でも、国有財産審議会への付議等、処

分の適正化につとめておる次第であります。今後とも、国有地の処分につきましては、土地の有効利用と処分の公正に十分留意してまいりたいと考

えます。

旧大蔵省別館につきましては、大蔵大臣からお

答えをいたしました。

第四点は、納稅者側に立つて経費の有効使用に

つき経験を有する人物も検査官選任の対象に入れ

るべきではないかと、いう御趣旨の御発言でござ

りますが、国の収入支出を検査する会計検査院の檢

査官は、その職務の重要性にかんがみ、財政及び

月一日開催の国有財産関東地方審議会にはかります。このビルには海上保安庁の水路部が入居しておりますが、当初の予定から相当おくれまして、昭和四十七年十二月上旬に他に移転いたしましたので、かねての方針に基づいて処分を行なつた次第でございます。こ

れが経過でございます。

当地的の売り払い価格とN.H.K.あと地の落札価格との間には、御指摘のように、大きな開きがござりますが、これは主としてN.H.K.あと地が競争入札という形式がとられたことによるものであると考えるわけでございます。また、両者の間には、かなりのいわゆる土地の品位差もござりますし、建物の構造等も異なつておるということも考慮に入れなければならなかつた次第でございます。

一つは、御承知のとおりでございます。この一勧業銀行に対する払い下げの価格は、時価の三割増しといふいわゆる有利隨意契約によつておりますことは、御承知のとおりでございます。この割増しといふいわゆる有利隨意契約によつておりましたことは、御承知のとおりでございます。この一勧業銀行に対する払い下げの価格は、時価の三割増しといふいわゆる有利隨意契約によつておりましたことは、御承知のとおりでございます。この

場合の時価額は、一般の国有地の売り払いの評価基準に基づきまして、相続税、固定資産税等の課税標準価格及び近傍類地の正常な売買実例等によつて算定いたしますほか、民間精通者に依頼いたしまして得ました鑑定評価価格を総合勘査し、そして当時すでに公表されておりました公示価格との中の均衡も考慮に入れて適正な評価を行なつたものでございます。すなわち、処分当時公表されておりましたのは、昭和四十七年一月一日の公示価格でありますので、これを基礎として一般的の土地

価格の推移指數によつて修正した価格と慎重に比較検討の上、公示価格との均衡を保つよう十分配慮して価格を決定いたしたものでございます。これが、価格決定に際してとりました政府の態度でござります。

いろいろと御指摘の点や御意見もございましたが、今後とも国有地の管理、処分にあたりましては、公正な処理に十分の配慮をしてまいりたいと存しております。(拍手)

二九五

〔国務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(櫻内義雄君) 北淡路開拓事業等、農業関係補助金の乱脈については、このよろなことのないよう深く反省をいたしておられます。

北淡路開拓事業は現に事業遂行中でもあり、また、営農意欲の強い農家が存在いたしております。元町当局も積極的に事業の推進を要望しておりますので、非農業者に充られた土地についても、本来の農家によって利用されるようつとめてまいりたいと思います。

官 報 (号)

各種の国の負担による、あるいは補助を行なつて造成された農用地が、万一非農業目的に転用される場合は、投下された国庫の負担金または補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律によって返還措置を講じます。また、土地改良法による特別徴収金制度の適正な運用をはかつてまいりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣増原恵吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(増原恵吉君) 日米軍事に償援助による契約が、仰せのとおり、昭和四十七年十二月末現在で約五十一億円相当分、八十件の未納入がござります。このうち約三十六億円相当分、十件は、出荷予定期がまだ到来をしておらないものでございます。したがって、残余の約十五億円相当分、七十件が、米国側の事情により納入がおくれていております。しかし、これらも本年に入りまして逐次納入をされておりまして、四十

三年度から四十五年度までの未納入分について

は、最後のものもおおむね四十八年中に納入される見通しがございます。

有償援助調達物品の納入促進につきましては、例年格別努力をしておるところでございまして、

米國に専門の係官八名を常駐させて、さらに四十七年度には三名の担当者を派遣いたしまして、現地における事務処理の促進をはかつておるわけでござります。また、引き続きまして、パンチカード・システムによる事務機械化により有償援助調

達にかかる、これはたいへん膨大な契約品目になるわけでござりますが、これについてその契約履行状況を迅速的確に把握しまして納入を促進する

よう、努力をしていく所存でござります。(拍手)

〔国務大臣福田赳天君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳天君) お答え申し上げます。

国有財産の払い下げにあたりましては、その価格の決定にあたりまして価格決定基準を厳重に順守する、これをやり抜かなければならぬと思いま

す。そして、国損を生じないように、また、社会的妥当性を失わないようにつとめなければならぬと、かように存じます。特に公示制度が始まました地価につきましては、これはやはり国の公示

制度であります。したがって、国は率先してこれを尊重する、これに重大なる配慮を行なう、こういう姿勢をとるべきだと、かように考える次第でござります。(拍手)

〔議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

ました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措

定案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長平島敏夫君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

第一条

この法律は、昭和五十年に開催される沖

条約(以下「条約」という。)第十五条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等を定める」とを目的とする。

(沖縄国際海洋博覧会政府代表)

第二条 外務省に、沖縄国際海洋博覧会政府代表(以下「代表」という。)一人を置く。

2 代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

(任務)

第三条 代表は、沖縄国際海洋博覧会に關し、条約(条約第八条の一般規則を含む。)の定めるところにより、日本国政府を代表し、その約束の履行を保障することを任務とする。

第四条 関係各省庁の長は、代表の任務に関し、必要な措置をとるものとする。

(任免)

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

(給与及び災害補償)

第六条 代表の俸給月額は、四十四万円とし、その他代表の給与並びに代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた代表に対する福社施設については、特別職の職員の給与に

関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)

第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十八年四月十一日

衆議院議長 中村 梅吉
参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に
掲載〕

国会議員互助年金法の一部を改正する法律
国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十
号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「百分の六・八」を「百分の
七」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年五月一日から施行
する。

(昭和四十二年七月三十一日以前に退職した国
会議員等に給する互助年金の年額の特例)

2 昭和四十二年七月三十一日以前に退職し、若
しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族
に給する互助年金については、昭和四十八年五
月分以後、その年額を、三百十二万円を退職又
は死し「当時の歳費年額とみなす」、改正後の国会
議員互助年金法の規定によつて算出して得た年
額に改定する。

(職權改定)

3 前項の規定による互助年金の年額の改定は、
総理府恩給局長が受給者の請求を得たずに行な
う。

〔動続特別手当〕

第二条の二 国会議員の秘書でその在職期間が十
年以上であるものは、動続特別手当月額とし

て、その者が受けるべき給料月額に、その者の
在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗
じて得た額を受ける。

一 在職期間が十年以上十五年未満の場合 百
分の十五

二 在職期間が十五年以上二十年未満の場合 百
分の十五

三 在職期間が二十年以上の場合 百分の二十

2 前項の在職期間の計算については、両議院の
議長が協議して定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十
八年四月一日から適用する。

2 昭和四八年三月三十一日以前の国会議員の
秘書としての在職期間(国会法の一部を改正す
る法律(昭和二十三年法律第八十七号)による改
正前の国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第
百三十二条の規定による国会議員の事務補助員
としての在職期間を含む)は、改正後の国会議
員の秘書の給料等に関する法律(以下「新法」と
いふ)第二条の三第一項の在職期間とみなす。
同条の規定を適用する。

○植木光教君登壇、拍手

本法律案は、互助年金の基礎歳費月額が二十四
万円または二十五万円である者の年金額を、二十
六万円を基礎歳費月額とする額に引き上げ、これ
に伴い納付金の率百分の六・八を百分の七に改め
ようとするものでありまして、昭和四八年五月
一日から施行することにしております。

以上が本法律案の内容でありますが、委員会に
おきましたは、審査の結果、多数をもつて可決す
べきものと決定いたしました。

4 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部
を改正する法律の一項を次のように改正する。
附則第二項中「秘書官の五号俸の俸給月額を
受ける秘書官の俸給月額」を「秘書官の五号俸の
俸給月額」に、「六等級十一号俸の俸給月額を受
ける職員の俸給月額」を「六等級十一号俸の俸給
月額」に改める。

二項の規定を適用しない場合における給料月額
をいうものとする。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、在職期間十年以上の国会議員の秘書に、その勤務年限に応じ勤続特別手当を支給しようとするものでありまして、昭和四十八年四月一日から適用することにしております。

以上が本法律案の内容であります。委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○謹長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

出席者は左のとおり。

議員	副議長	議長
塙出 啓典君	森 八三一君	河野 謙三君
野末 和彦君		
藤原 房雄君		
藤井 恒男君		
原田 立君		
中村 利次君		
上林繁次郎君		
三木 忠雄君		
玉置 猛夫君		
黒柳 明君		
中尾 辰義君		
田渕 哲也君		
山田 徹一君		
小平 芳平君		
村尾 重雄君		
中村 登美君		
竹内 謙熙君		
細川 五郎君		
中西 一郎君		
山崎 五郎君		
源田 実君		
丸茂 重貞君		
宮崎 正雄君		
堀本 宜実君		
白井 勇君		
青木 一男君		
木内 四郎君		
上原 正吉君		
大松 博文君		
塙田十一郎君		
矢迫 秀彦君		
高田 浩運君		
沢田 審君		
萩原幽香子君		
玉置 ヤス君		
柏原 邦雄君		
古賀雷四郎君		
河本嘉久藏君		
渡辺一太郎君		
高山 恒雄君		
宮崎 正義君		
増田 盛君		
志村 愛子君		
鈴木 省吾君		
古池 信三君		
木内 謙三郎君		
大橋 和孝君		
沢田 政治君		
内藤謙三郎君		
内藤善三郎君		
大橋 邦雄君		
杉山善太郎君		
松永 忠二君		
小枝 一雄君		
山本 利壽君		
中村 英男君		
森 元治郎君		
田口長治郎君		
羽生 三七君		
鶴園 哲夫君		
片岡 勝治君		
加藤 進君		
神沢 浩君		
宮之原貞光君		

議員	副議長	議長
長屋 茂君	若林 正武君	米田 正文君
佐藤 隆君	小林 国司君	柴田 栄君
龜井 善影君	石本 茂君	平井 太郎君
佐藤 隆君	安田 隆明君	吉武 恵市君
源田 実君	二木 謙音君	鍋島 直紹君
丸茂 重貞君	山内 一郎君	後藤 義隆君
宮崎 正雄君	津島 文治君	郡 勉一君
堀本 宜実君	大森 久司君	伊藤 五郎君
白井 勇君	植木 光教君	安井 謙君
青木 一男君	栗林 阜司君	塙見 俊二君
木内 四郎君	杉原 荒太君	川野辺 静君
上原 正吉君	松平 勇雄君	片山 正英君
大松 博文君	植竹 春彦君	上田 哲君
塙田十一郎君	杉原 幸男君	今泉 正二君
矢迫 秀彦君	松下 正寿君	山本茂一郎君
高田 浩運君	古池 信三君	平泉 渉君
沢田 審君	木内 四郎君	野々山 三三君
萩原幽香子君	増田 盛君	大橋 和孝君
玉置 ヤス君	志村 愛子君	沢田 政治君
柏原 邦雄君	鈴木 省吾君	内藤謙三郎君
古賀雷四郎君	古池 信三君	内藤善三郎君
河本嘉久藏君	木内 四郎君	大橋 和孝君
渡辺一太郎君	増田 盛君	沢田 政治君
高山 恒雄君	志村 愛子君	内藤善三郎君
宮崎 正義君	鈴木 省吾君	大橋 和孝君
増田 盛君	古池 信三君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤謙三郎君
増田 盛君	増田 盛君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤謙三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤謙三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤謙三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内 四郎君	大橋 和孝君
増田 盛君	木内 四郎君	沢田 政治君
木内 四郎君	木内 四郎君	内藤善三郎君
増田 盛君	木内 四郎君	大橋 和孝君
木内 四郎君	木内 四郎君	沢田 政治君
増田 盛君	木内 四郎君	内藤善三郎君
木内 四郎君	木内	

本日委員長から左の報告書が提出された。

国會議員互助年金法の一部を改正する法律案可

決報告書

国會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

[第九号 参照]

審査報告書

昭和四十八年度一般会計暫定予算

昭和四十八年度特別会計暫定予算

昭和四十八年度政府関係機関暫定予算

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月三十一日

予算委員長 大竹平八郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十八年度一般会計暫定予算

昭和四十八年度特別会計暫定予算

昭和四十八年度政府関係機関暫定予算

歳入四千五百四十三億七千二百五十万六千円、歳出七千三十九億七千八百十六万二千円であつて差引一千四百九十六億五百六十五万六千円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、二千五百億円を限度として必要に応じて大蔵省証券を発行できることとしている。

昭和四十八年度特別会計暫定予算及び昭和四十八年度政府関係機関暫定予算については、一般会計の例に準じて編成されている。

右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年度一般会計暫定予算、昭和四十八年度特別会計暫定予算及び昭和四十八年度政府関係機関暫定予算は、昭和四十八年四月一日から同年四月十一日までの期間にかかる暫定予算であつて、昭和四十八年度本予算が年度内に成立することが困難になつたことに伴う应急的措置として編成されたものである。

暫定予算の編成方針は、本予算が成立するま

での応急的措置であることにかんがみ、人件費、事務費その他行政運営上必要最小限度の経費を計上することとし、新規施策にかかる経費

は、原則として計上しないこととしているが、教育及び社会政策上の配慮等から、特に措置することが適当と認められるものについては、これを計上することとしている。

昭和四十八年度一般会計暫定予算の総額は、

歳出七千三十九億七千八百十六万二千円であつて差引一千四百九十六億五百六十五万六千円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、二千五百億円を限度として必要に応じて大蔵省証券を発行できることとしている。

昭和四十八年度特別会計暫定予算及び昭和四十八年度政府関係機関暫定予算については、一般会計の例に準じて編成されている。

右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

よつて要領書を添えて報告する。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月三十一日

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十八年度一般会計暫定予算

昭和四十八年度特別会計暫定予算

昭和四十八年度政府関係機関暫定予算

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月三十一日

大蔵委員長 藤田 正明

一、財政投融資計画の策定に当たつては、国民福祉の向上及び国民生活の改善のための施策について重点的に資金の配分を行なうこととに、関係機関の金利、貸付条件の改善など適正な措置

がみ、左の事項に留意すべきである。

昭和四十八年度一般会計暫定予算

昭和四十八年度特別会計暫定予算

昭和四十八年度政府関係機関暫定予算

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月三十一日

大蔵委員長 藤田 正明

一、財政投融資計画の総合的理解が容易でない実情にかんがみ、その様式、内容等についてさら

参議院議長 河野 謙三殿

に検討を加えるほか、説明資料の一層の充実を図ることにより、財政投融資計画に対する国民の認識と理解を深めるよう努めること。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、資金運用部資金及び簡保積立金の長期運用が國民經濟の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、毎会計年度の長期運用予定額につき予算をもつて国会の議決を経ることとする等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、厚生年金はか各種年金の給付については、給付水準の向上に努力すること。

一、公団、事業団等の運営については、その設立の趣旨及び目的にらし、適正な業務の執行が確保されるよう配意すること。

一、資金運用部資金及び簡保積立金の長期運用予定額の繰越しの実施並びに特別会計の予算總則に規定された強力条項の適用については、実情に即し、適正な範囲に止めること。

一、公団、事業団等の運営については、その設立の趣旨及び目的にらし、適正な業務の執行が確保されるよう配意すること。

一、厚生年金はか各種年金の給付については、給付水準の向上に努力すること。

一、公団、事業団等の運営については、その設立の趣旨及び目的にらし、適正な業務の執行が確保されるよう配意すること。

象品目の拡大、適用税率の引下げ、適用停止規定の改正等を行なうとともに、関税の減免税率について所要の整備を行なおうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う関税の減収見込額は、昭和四十一年度五十三億円である。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり次の事項について配慮すべきである。

一、国際協調の確立に資するため、特惠関税制度の運用については、特惠供与枠の拡大等について十分配慮するとともに、関連国内産業、特に中小企業等に及ぼす影響が甚大であることにかんがみ、より一層中小企業の近代化、構造改善等企業体质の強化に万全を期すこと。

一、生活関連物資に対する関税率の引下げについては、その減税効果が消費者価格に適正に反映されるよう流通面に関する対策を十分講ずること。

一、協定税率が適用されない国との貿易が阻害されることのないよう国内産業への影響を考慮し

つつ、政府間の協議を通じ関税率上の格差是正に努めること。

右決議する。

官報(号外)